

事 務 連 絡
令和6年4月30日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡したのでお知らせします。

事務連絡
令和6年4月30日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」の一部改正について

今般、歯科用貴金属材料の材料価格改定を行い、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年厚生労働省告示第61号）のVIに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正し、令和6年6月1日から適用する予定であるので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」（令和6年3月5日保医発0305第10号）の別紙1を次のように改正する。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 84 点
- ロ 小白歯・前歯 52 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33 点
- ロ 小白歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

- 1 本につき 61 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 38 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 4 点

2 仮着 (1 歯につき) 4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 38 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 11点
 - ロ 複雑なもの 29点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 8点
 - b 複雑なもの 21点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 9点
 - b 複雑なもの 23点

2 歯科充填用材料 II

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 4点
 - ロ 複雑なもの 11点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 3点
 - b 複雑なもの 8点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 6点
 - b 複雑なもの 17点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

- (1) インレー
 - 複雑なもの 1,479点
- (2) 4分の3冠 1,848点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

- (1) 大白歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 332点
 - b 複雑なもの 614点
 - ロ 5分の4冠 772点
 - ハ 全部金属冠 972点
- (2) 小白歯・前歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 226点
 - b 複雑なもの 449点
 - ロ 4分の3冠 555点
 - ハ 5分の4冠 555点
 - ニ 全部金属冠 696点

3 銀合金

- (1) 大白歯
 - イ インレー

a	単純なもの	23 点
b	複雑なもの	40 点
ロ	5分の4冠	51 点
ハ	全部金属冠	63 点
(2)	小白歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	14 点
b	複雑なもの	30 点
ロ	4分の3冠(乳歯を除く。)	36 点
ハ	5分の4冠(乳歯を除く。)	36 点
ニ	全部金属冠	46 点
M010-2	チタン冠(1歯につき)	66 点
M010-3	接着冠(1歯につき)	
1	金銀パラジウム合金(金12%以上)	
(1)	前歯	555 点
(2)	小白歯	555 点
(3)	大白歯	772 点
2	銀合金	
(1)	前歯	36 点
(2)	小白歯	36 点
(3)	大白歯	51 点
M010-4	根面被覆(1歯につき)	
1	根面板によるもの	
(1)	金銀パラジウム合金(金12%以上)	
イ	大白歯	332 点
ロ	小白歯・前歯	226 点
(2)	銀合金	
イ	大白歯	23 点
ロ	小白歯・前歯	14 点
2	レジン充填によるもの	
(1)	複合レジン系	11 点
(2)	ガラスアイオノマー系	
イ	標準型	8 点
ロ	自動練和型	9 点
M011	レジン前装金属冠(1歯につき)	
1	金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合	866 点
2	銀合金を用いた場合	102 点
M011-2	レジン前装チタン冠(1歯につき)	66 点
M015	非金属歯冠修復(1歯につき)	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2	CAD/CAM冠（1歯につき）	
1	前歯	
	CAD/CAM冠用材料（Ⅳ）	388点
2	小臼歯	
(1)	CAD/CAM冠用材料（Ⅰ）	181点
(2)	CAD/CAM冠用材料（Ⅱ）	163点
3	大臼歯	
	CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）	316点
	注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。	
(2)	CAD/CAM冠用材料（Ⅴ）	615点
M015-3	CAD/CAMインレー（1歯につき）	
1	小臼歯	
(1)	CAD/CAM冠用材料（Ⅰ）	181点
(2)	CAD/CAM冠用材料（Ⅱ）	163点
2	大臼歯	
	CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）	316点
	注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。	
M016	乳歯冠（1歯につき）	
1	乳歯金属冠	30点
2	その他の場合	
	乳歯に対してジャケット冠を装着する場合	
	[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]	
	1歯につき	1点
M016-3	既製金属冠（1歯につき）	29点
M017	ポンティック（1歯につき）	
1	鑄造ポンティック	
(1)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
	イ 大臼歯	1,118点
	ロ 小臼歯	842点
(2)	銀合金	
	大臼歯・小臼歯	51点
2	レジン前装金属ポンティック	
(1)	金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	
	イ 前歯	672点
	ロ 小臼歯	842点
	ハ 大臼歯	1,118点
(2)	銀合金を用いた場合	
	イ 前歯	65点
	ロ 小臼歯	65点
	ハ 大臼歯	65点
M017-2	高強度硬質レジnbrリッジ（1装置につき）	1,629点
M018	有床義歯	
	[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]	

1	局部義歯（1床につき）	
(1)	1 歯から4 歯まで	2 点
(2)	5 歯から8 歯まで	3 点
(3)	9 歯から11 歯まで	5 点
(4)	12 歯から14 歯まで	7 点
2	総義歯（1顎につき）	10 点
M019	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	
	[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]	
	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	37 点
M020	鑄造鉤（1個につき）	
1	14カラット金合金	
(1)	双子鉤	
	イ 大・小白歯	1,649 点
	ロ 犬歯・小白歯	1,341 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
	イ 大白歯	1,341 点
	ロ 犬歯・小白歯	1,030 点
	ハ 前歯（切歯）	793 点
2	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	双子鉤	
	イ 大・小白歯	894 点
	ロ 犬歯・小白歯	699 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
	イ 大白歯	614 点
	ロ 犬歯・小白歯	534 点
	ハ 前歯（切歯）	495 点
3	鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021	線鉤（1個につき）	
1	不銹鋼及び特殊鋼	6 点
2	14カラット金合金	
(1)	双子鉤	780 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	603 点
M021-2	コンビネーション鉤（1個につき）	
1	鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	248 点
(2)	犬歯・小白歯	267 点
(3)	大白歯	307 点
2	鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	30 点
(2)	犬歯・小白歯	30 点
(3)	大白歯	30 点
M021-3	磁性アタッチメント（1個につき）	
1	磁石構造体	777 点
2	キーパー付き根面板	

(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)

イ 大白歯 614 点

ロ 小白歯・前歯 449 点

(2) 銀合金

イ 大白歯 40 点

ロ 小白歯・前歯 30 点

(キーパー)

1 個につき 233 点

M023 バー (1 個につき)

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) 1,434 点

(2) 鋳造用コバルトクロム合金 18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼 30 点

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合 (1 顎につき)

1 シリコン系 166 点

2 アクリル系 99 点

(別添参考)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」
（令和6年3月5日保医発 0305 第10号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
(別紙1) 材料料 M002～M009 (略) M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 14カラット合金 (1) インレー 複雑なもの (2) 4分の3冠 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大臼歯 イ インレー a 単純なもの b 複雑なもの ロ 5分の4冠 ハ 全部金属冠 (2) 小臼歯・前歯 イ インレー a 単純なもの b 複雑なもの ロ 4分の3冠 ハ 5分の4冠 ニ 全部金属冠 3 銀合金	(別紙1) 材料料 M002～M009 (略) M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 14カラット合金 (1) インレー 複雑なもの (2) 4分の3冠 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大臼歯 イ インレー a 単純なもの b 複雑なもの ロ 5分の4冠 ハ 全部金属冠 (2) 小臼歯・前歯 イ インレー a 単純なもの b 複雑なもの ロ 4分の3冠 ハ 5分の4冠 ニ 全部金属冠 3 銀合金

(1) 大白歯	(1) 大白歯
イ インレー	イ インレー
a 単純なもの	a 単純なもの
b 複雑なもの	b 複雑なもの
ロ 5分の4冠	ロ 5分の4冠
ハ 全部金属冠	ハ 全部金属冠
(2) 小臼歯・前歯・乳歯	(2) 小臼歯・前歯・乳歯
イ インレー	イ インレー
a 単純なもの	a 単純なもの
b 複雑なもの	b 複雑なもの
ロ 4分の3冠 (乳歯を除く。)	ロ 4分の3冠 (乳歯を除く。)
ハ 5分の4冠 (乳歯を除く。)	ハ 5分の4冠 (乳歯を除く。)
ニ 全部金属冠	ニ 全部金属冠
M010-2 (略)	M010-2 (略)
M010-3 接着冠 (1歯につき)	M010-3 接着冠 (1歯につき)
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)
(1) 前歯	(1) 前歯
(2) 小臼歯	(2) 小臼歯
(3) 大白歯	(3) 大白歯
2 銀合金	2 銀合金
(1) 前歯	(1) 前歯
(2) 小臼歯	(2) 小臼歯
(3) 大白歯	(3) 大白歯
M010-4 根面被覆 (1歯につき)	M010-4 根面被覆 (1歯につき)
1 根面板によるもの	1 根面板によるもの
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)
イ 大白歯	イ 大白歯
ロ 小臼歯・前歯	ロ 小臼歯・前歯
(2) 銀合金	(2) 銀合金
イ 大白歯	イ 大白歯
23点	23点
36点	36点
36点	36点
51点	51点
332点	332点
226点	226点
23点	23点
555点	555点
555点	555点
772点	772点
36点	36点
36点	36点
51点	51点
38点	38点
38点	38点
54点	54点
350点	350点
238点	238点
24点	24点
24点	24点
41点	41点
54点	54点
66点	66点
15点	15点
31点	31点
38点	38点
38点	38点
48点	48点
585点	585点
585点	585点
814点	814点
38点	38点
38点	38点
54点	54点

ロ 小臼歯・前歯 2 (略)	14点	ロ 小臼歯・前歯 2 (略)	15点
M011 レジン前装金属冠 (1歯につき)		M011 レジン前装金属冠 (1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	866点	1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	913点
2 銀合金を用いた場合	102点	2 銀合金を用いた場合	107点
M011-2~M016-3 (略)		M011-2~M016-3 (略)	
M017 ポンテティック (1歯につき)		M017 ポンテティック (1歯につき)	
1 鑄造ポンテティック		1 鑄造ポンテティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	1,118点	(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	1,179点
イ 大臼歯		イ 大臼歯	
ロ 小臼歯	842点	ロ 小臼歯	888点
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
大臼歯・小臼歯	51点	大臼歯・小臼歯	53点
2 レジン前装金属ポンテティック		2 レジン前装金属ポンテティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	672点	(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	708点
イ 前歯		イ 前歯	
ロ 小臼歯	842点	ロ 小臼歯	888点
ハ 大臼歯	1,118点	ハ 大臼歯	1,179点
(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	
イ 前歯	65点	イ 前歯	67点
ロ 小臼歯	65点	ロ 小臼歯	67点
ハ 大臼歯	65点	ハ 大臼歯	67点
M017-2~M019 (略)		M017-2~M019 (略)	
M020 鑄造鉤 (1個につき)		M020 鑄造鉤 (1個につき)	
1 14カラット金合金		1 14カラット金合金	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	1,649点	イ 大・小臼歯	1,587点
ロ 犬歯・小臼歯	1,341点	ロ 犬歯・小臼歯	1,291点
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	

イ 大臼歯	1,341点	イ 大臼歯	1,291点
ロ 犬歯・小臼歯	1,030点	ロ 犬歯・小臼歯	991点
ハ 前歯 (切歯)	793点	ハ 前歯 (切歯)	763点
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	894点	イ 大・小臼歯	943点
ロ 犬歯・小臼歯	699点	ロ 犬歯・小臼歯	737点
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	614点	イ 大臼歯	647点
ロ 犬歯・小臼歯	534点	ロ 犬歯・小臼歯	563点
ハ 前歯 (切歯)	495点	ハ 前歯 (切歯)	522点
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤 (1個につき)		M021 線鉤 (1個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14カラット金合金	780点	2 14カラット金合金	756点
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
(2) 二腕鉤 (レストつき)	603点	(2) 二腕鉤 (レストつき)	585点
M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤 に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合		1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤 に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	248点	(1) 前歯	261点
(2) 犬歯・小臼歯	267点	(2) 犬歯・小臼歯	281点
(3) 大臼歯	307点	(3) 大臼歯	323点
2 (略)		2 (略)	
M021-3 磁性アタッチメント (1個につき)		M021-3 磁性アタッチメント (1個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料 (1歯につき)) キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料と の合計により算定する。		2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料 (1歯につき)) キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料と の合計により算定する。	

<p>(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)</p> <p>イ 大臼歯 <u>614点</u></p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>449点</u></p> <p>(2) 銀合金</p> <p>イ 大臼歯 <u>40点</u></p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>30点</u></p> <p>(キーパー) (略)</p> <p>M023 バー (1個につき)</p> <p>1 铸造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) <u>1,434点</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>M030 (略)</p>	<p>(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)</p> <p>イ 大臼歯 <u>647点</u></p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>473点</u></p> <p>(2) 銀合金</p> <p>イ 大臼歯 <u>41点</u></p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>31点</u></p> <p>(キーパー) (略)</p> <p>M023 バー (1個につき)</p> <p>1 铸造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) <u>1,511点</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>M030 (略)</p>
---	---